

インドとの原子力協力に関する最近の動向

1. 原子力供給国グループ(NSG)への参加に対する米国の支持

11月8日に発表された米印共同声明¹には、米国はインドがNSGを含む多国間の輸出管理レジーム²のフルメンバーになることを支持する旨が述べられている。

米国はインドとの間の原子力協力を推進した理由の一つとして、インドを不拡散体制の主流に組み込むことを挙げており、インドは、2005年7月18日に、民生原子力協力合意の際のコミットメントの一つとして、国内の輸出管理体制をMTCRやNSGガイドラインと調和させること、これらを遵守することを表明している。このように、米国から見た米印原子力協力の目的の一つが、インドからの核拡散の防止にあったことからすれば、インドを正式にNSGの参加国として認めることにより、核不拡散体制により強いコミットメントを求めることは当然の帰結であろう。従って、2008年に、米印原子力協力に関し、インドに対する包括的保障措置の受諾要件の例外措置を認めたNSGの決定に較べれば遥かにハードルは低いものと考えられる。

ただし、インドの参加は、現在、NSGで議論されている、濃縮、再処理といった機微技術のクライテリアベースアプローチに関する議論に影響を与える可能性がある。現行のNSGガイドラインでは、供給国は機微技術の移転は自制すべきとされているのみであり、非常に弱い規制になっているが、クライテリアベースアプローチとは、核不拡散等の予め定められた一定の基準を満たした国以外には、濃縮、再処理技術の移転を禁止すべく、ガイドラインを改正しようとするものである。現在、提案中のクライテリアにはNPTへの加盟が含まれているため、現行案が合意されれば、インドは機微技術の移転を受けられないことになる。インドは機微技術も含めた全面的な原子力協力を望んでいることから、NPT加盟を含むクライテリアには反対する可能性が高く、インドのNSGへの参加は、現在、南アフリカやトルコの反対で滞っているクライテリアベースアプローチへの合意を一層困難にする可能性がある。

米国は、ブッシュ政権以来、機微技術の規制強化に関する国際的議論を主導してきており、2010年11月13日の日米首脳会談の際に発出された「核リスク

¹ Joint Statement by President Obama and Prime Minister Singh of India, November 8, 2010

<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2010/11/08/joint-statement-president-obama-and-prime-minister-singh-india>

² 他に、MTCR (ミサイル技術管理レジーム)、オーストラリアグループ (化学兵器、生物兵器)、ワッセナーアレンジメント (通常兵器)

低減に関する日米協力」のファクトシート³においても、NSGに対して、濃縮及び再処理に係る移転に対する規制強化について、可能な限り早期にコンセンサスに達するよう要請する文言が含まれている。

インドのNSGへの参加を認めることと、NPT加盟を機微技術の受領国が満たすべきクライテリアの一つとして含むガイドラインの改正を早期に実現することの両立は難しいと考えられる。インドのNSGへの参加に対する米国の支持が、NPT加盟をクライテリアに含めないことを容認することを意味するのか、それとも、インドの参加を決定する前に、NPT加盟をクライテリアに含むガイドラインの改正の合意を得ようとする趣旨なのか、今後のNSGでの議論を注視していくことが必要である。

2. 核セキュリティに関する米印間の協力

米国とインドは、インドが2010年4月の核セキュリティサミットで表明した「原子力エネルギー・パートナーシップのためのグローバルセンター構想」に関する協力のための了解覚書(MOU)に署名した⁴。核セキュリティは、本構想の4つの柱の一つであり、本MOUの下では、核セキュリティに関する協力をプライオリティが置かれるものとされており、核物質や原子力施設のセキュリティのベストプラクティスの検討、国際的な核セキュリティトレーニングのカリキュラムやプログラムの策定、原子力産業界に対するアウトリーチ等の協力が想定されている。

3. 原子力損害賠償に関する国内法の制定、「原子力損害の補完的補償に関する条約」への署名

インドは2010年10月27日、「原子力損害の補完的補償に関する条約 (Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage)」(以下、「CSC」という。)⁵に署名した⁶。

原子力事故により原子力損害が発生した場合の賠償責任についての国際約束として、「原子力分野の第三者責任に関するパリ条約 (Paris Convention on Third Party Liability in the Field of Nuclear Energy)⁷」、「原子力損害の民事責任に関するウ

³ 外務省プレスリリース 2010年11月13日

核リスク低減に関する日米協力 (仮訳)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/visit/president_1011/pdf/nuclear.pdf

⁴ Fact Sheet on Nuclear Security

http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/india-factsheets/Fact_Sheet_on_Nuclear_Security.pdf

⁵ 1997年9月12日採択、9月29日署名開放、現時点で未発効

⁶ IAEA プレスリリース

India Signs Convention of Supplementary Compensation for Nuclear Damage, 27 October 2010

⁷ 1960年7月29日採択、1968年4月1日発効

ィーン条約 (Vienna Convention on Civil Liability for Nuclear Damage)⁸」があり、原子力施設の運転者(Nuclear Operator) (以下、「運転者」) の無過失責任、運転者への責任の集中、損害賠償責任を担保するための保険等、資金的措置の強制等の原則を規定している。これに対し、CSCは、各締約国が国内法で定める原子力施設の運転者の責任限度額を超える損害について、条約で決められた算定式に則って締約国間で分担して負担しようとするものである。パリ条約、ウィーン条約の締約国だけでなく、両条約の締約国以外の国も附属書に定める原則を含む国内法を制定することにより、同条約に加盟できることとされている⁹。

従って、両条約いずれも批准していないインドもCSCを批准することは可能であるが、附属書に規定する原則を含む国内法を制定することが必要となる。米国は、原子力事故の場合に、インドに対して原子力資機材を供給する米国のメーカーに損害賠償責任が及ばないことを確保する目的で、原子力損害賠償責任に関する国内法の制定及びCSCの批准を求めている。

インドでは、CSCの署名に先立って、2010年8月30日に原子力損害賠償責任法(正式名称は、「原子力損害に関する民事責任法¹⁰」)が議会において可決された¹¹。本法は、概ね、CSCの附属書の内容を満たしているが、原子力資機材の瑕疵が原因で原子力事故が起きた場合に運転者から供給者への求償権を認める条項が含まれており(第17条)、求償権の発動を、供給者が損害を生じさせる意図をもって行為を行った場合(作為)、あるいは行うべき行為を行なわなかった場合(不作為)に限定するCSCの附属書の条項(第10条)との整合性に問題がある。

原子力事故の場合の運転者への責任の集中は、原子力資機材の供給者に責任が及ぶリスクを限定することにより、原子力資機材の移転を促進することを意図したものであり、条約や多くの国の法律に取り入れられることで、国際的に確立した原則になっている。インドの国内法の規定はこの原則に反するものであるため、米国の企業が原子力事故の責任を負ってまでインドの原子力市場に参入することは難しいとの見方があり、米国政府はインド政府に対し、法律の見直し等の措置を求めているとされる。

2010年11月8日の米印共同声明においては、インドが来年中にCSCを批准する意図とともに、インドが国内法上及び国際的な法的義務と整合する形で、

⁸ 1963年5月21日採択、署名開放、1977年11月12日発効、締約国36か国

⁹ パリ条約、ウィーン条約を批准していない米国は2008年5月21日、本条約を批准した。

¹⁰ 本法の条文は以下を参照

<http://164.100.24.219/BillsTexts/LSBillTexts/PassedBothHouses/nuclear.pdf>

¹¹ ロイター通信 2010年8月30日

India Parliament passes nuclear liability bill

<http://www.reuters.com/article/idUSTRE67T28R20100830>

インドの原子力市場に参入する米国企業に対してレベルプレイングフィールド（公平な競争の場）を確保するコミットメントが表明されている。ロシアやフランスの供給メーカーは国営企業か、あるいはその資本の多くを国が出資しているため、損害賠償を求められた場合に政府の支援が得られやすいのに対し、日米のメーカーは民間企業であり、政府の支援が期待できないため、リスクを負うことに対してより慎重にならざるを得ず、この法律が存在する限り、インドとの取引に参入できないとの見方もある。共同声明の後段の部分は、米国のメーカーが、フランス、ロシアのメーカーに対して不利な立場に置かれないことを確保するコミットメントを示すものであるが、インドが今後、どのような方策をとるかは明らかではない。この原子力損害賠償責任の問題は、2005年に開始された米印原子力協力のイニシアティブを履行するための最後のハードルであり、この問題が解決されないと、日印原子力協力協定が締結されたとしても、日本のメーカーのインドへの原子力市場への参入に影響を及ぼす可能性がある。

以上